

【アフターケア委託費対応暫定版】
労災レセプト電算処理システム
電子レセプトの作成手引

－ 【アフターケア】調剤用 －

令和2年8月
厚生労働省労働基準局

■ 本紙の位置づけ

本紙は、労災レセプト電算処理システムが令和3年に予定するアフターケア委託費のオンライン請求対応に先立ち、レセプトコンピュータ（レセコン）メーカーによるレセコン開発に役立てていただくことを目的として、現時点の診療費算定基準等に基づき予め作成し、公表するものです。

本紙の内容は、診療報酬改定等によって見直す場合があります。

〈 目 次 〉

はじめに	1
第1章 薬局情報レコードの記録方法	2
第2章 レセプト共通レコードの記録方法	2
第3章 アフターケアレセプトレコードの記録方法	3
1 アフターケアレセプトレコードフォーマット	3
2 レコード項目	4
3 アフターケアレセプトレコード記録例	5
第4章 処方基本レコードの記録方法	6
第5章 調剤情報レコードの記録方法	6
第6章 医薬品レコードの記録方法	6
第7章 特定器材レコードの記録方法	6
第8章 コメントレコードの記録方法	6
第9章 摘要欄レコードの記録方法	6
第10章 基本料・薬学管理料レコードの記録方法	6
第11章 分割技術料レコードの記録方法	6
第12章 アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードの記録方法	7
1 アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードフォーマット	7
2 レコード項目	7
3 アフターケア委託費請求書（薬局用）レコード記録例	8
おわりに	9

はじめに

- 1 アフターケアは、業務上の事由又は通勤に起因する労働者の負傷又は疾病の症状固定後の再発や後遺障害に付随する疾病の発症を防ぐため、平成19年4月23日付け基発0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（最終改正：平成28年3月30日）の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、予防その他の保健上の措置として実施されるものです。
- 2 実施要領において、アフターケアに要した費用（以下「アフターケア委託費」という。）の算定方法は、労災診療費算定基準に準拠することとされていますので、本手引に掲げる事例は、令和2年8月24日現在の労災診療費算定基準に基づく記録方法を示しています。
- 3 本手引は、厚生労働省都道府県労働局に提出するアフターケア委託費に係る電子レセプトの記録方法を示しています。
- 4 アフターケア委託費は労災診療費と同様に、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法（令和元年8月19日厚生労働省告示第85号により一部改正）の別表第三調剤報酬点数表に基づき行うものとされています。
そのため、電子レセプトの記録方法についても、原則としては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくこととなります。
- 5 本手引は、主にアフターケアレセプト特有の記録となるアフターケアレセプトレコード及びアフターケア委託費請求書（薬局用）レコードの記録方法を示しています。本手引で示していないレコードの記録方法については、社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。
また、基本的な記録方法については、「【アフターケア委託費対応暫定版】労災レセプト電算処理システム オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（【アフターケア】調剤用）」を合わせて参照ください。
- 6 記録必須の項目については、各レコードフォーマットに「※」を表示しています。
- 7 各レコードフォーマットに係る最大バイト数については有効データの最大バイト数を表示しています。
（カンマ、改行コード等のバイト数は含みません。）

第1章 薬局情報レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第2章 レセプト共通レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第3章 アフターケアレセプトレコードの記録方法

1 アフターケアレセプトレコードフォーマット

項目	(1) レコード識別情報	(2) 予備1	(3) 予備2	(4) 予備3	(5) 帳票種別	(6) 傷病コード	(7) 健康管理手帳番号	(8) 予備4	(9) 調剤年月日	(10) 処方年月日	(11) 労働者の氏名(カナ)	(12) 予備5
モード	英数	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	数字	漢字 (全角 カナのみ)	漢字
最大 バイト数	2	2	1	1	1	2	13	8	8	8	40	40
項目形式	固定	可変	可変	可変	固定	固定	固定	可変	固定	固定	可変	可変
記録必須	※				※	※	※		※	※	※	

項目	(13) 予備6	(14) 請求点数	(15) 合計額	(16) 処方箋受付回数
モード	漢字	数字	数字	数字
最大 バイト数	80	7	9	2
項目形式	可変	可変	可変	可変
記録必須		※	※	※

2 レコード項目

(1) レコード識別情報

アフターケアレセプトレコードを表す識別情報「AR」を記録します。

(2) 予備 1

記録を省略します。

(3) 予備 2

記録を省略します。

(4) 予備 3

記録を省略します。

(5) 帳票種別

帳票種別コード（別表 5）を記録します。

(6) 傷病コード

記録を必須とし、アフターケアの対象となる傷病コード（別表 1 3）を記録します。

(7) 健康管理手帳番号

健康管理手帳の健康管理手帳番号を確認の上、記録します。

(8) 予備 4

記録を省略します。

(9) 調剤年月日

ア 調剤年月日を西暦で記録します。

イ 材料の場合は、支給年月日を記録します。

ウ 摘要薬学管理料のみを算定する場合は、服薬指導等を実施した日を西暦で記録します。

(10) 処方年月日

ア 処方年月日を西暦で記録します。

イ 摘要薬学管理料のみを算定する場合は、服薬指導等を実施した日を西暦で記録します。

(11) 労働者の氏名（カナ）

ア 姓名を全角カナで記録します。

イ 姓と名の間に“スペース”を 1 文字記録します。

ウ 姓名が 4 0 バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

エ 2 0 文字を超える部分については、2 0 文字を超える部分について省略します。

(12) 予備 5

記録を省略します。

(13) 予備 6

記録を省略します。

(14) 請求点数

点数の合計を記録します。

(15) 合計額

請求点数金額換算を記録します。

(16) 処方箋受付回数

処方箋の受付回数を記録します。

3 アフターケアレセプトレコード記録例

項目		記録例	備考
(1)	レコード識別情報	A R	
(2)	予備 1		
(3)	予備 2		
(4)	予備 3		
(5)	帳票種別	アフターケア委託費請求内訳書	別表 5
(6)	傷病コード	せき髄損傷	別表 1 3
(7)	健康管理手帳番号	1234567890123	
(8)	予備 4		
(9)	調剤年月日	2021年7月14日	
(10)	処方年月日	2021年7月14日	
(11)	労働者の氏名（カナ）	コウロウ タロウ	
(12)	予備 5		
(13)	予備 6		
(14)	請求点数	1,000 点	
(15)	合計額	10,000 円	
(16)	処方箋受付回数	処方箋受付回数 1 回	

● CSVの記録

AR,,,0,01,1234567890123,,20210714,20210714,コウロウ タロウ,,,1000,10000,1

第4章 処方基本レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第5章 調剤情報レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第6章 医薬品レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第7章 特定器材レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第8章 コメントレコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第9章 摘要欄レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第10章 基本料・薬学管理料レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第11章 分割技術料レコードの記録方法

記録方法については、記録条件仕様書及び社会保険診療報酬支払基金から公開されている「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き」を参照ください。

第12章 アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードの記録方法

1 アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードフォーマット

項目	(1) レコード識別情報	(2) 請求書提出年月日	(3) 予備1	(4) 予備2	(5) 指定薬局の番号	(6) 郵便番号	(7) 指定薬局所在地	(8) 指定薬局開設者氏名	(9) 請求金額	(10) 内訳書添付枚数	(11) 予備3
モード	英数	英数	数字	数字	数字	英数	漢字	漢字	数字	数字	数字
最大 バイト数	2	8	2	2	8	7	80	40	9	3	2
項目形式	固定	固定	可変	可変	固定	可変	可変	可変	可変	可変	可変
記録必須	※	※			※		※	※	※	※	

2 レコード項目

(1) レコード識別情報

アフターケア委託費請求書（薬局用）レコードを表す識別情報「AS」を記録します。

(2) 請求書提出年月日

アフターケア委託費の請求書提出年月日を西暦で記録します。

(3) 予備1

記録を省略します。

(4) 予備2

記録を省略します。

(5) 指定薬局の番号

労災保険指定薬局番号8桁（労災保険指定薬局の所在地を管轄する都道府県労働局が労災保険指定薬局ごとに振り出した番号）を記録します。

(6) 郵便番号

ア 労災保険指定薬局の郵便番号を記録します。

イ 郵便番号の記録は、任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

(7) 指定薬局所在地

ア 労災保険指定薬局の所在地を記録します。

イ 指定薬局所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

(8) 指定薬局開設者氏名

ア 労災保険指定薬局の開設者の姓名を記録します。

- イ 姓と名の間に“スペース”を1桁記録します。
- ウ 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。
- エ 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しません。

(9) 請求金額

- ア 各レセプトの総合計額を記録します。
- イ 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

(10) 内訳書添付枚数

- ア レセプトの総件数を記録します。
- イ 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

(11) 予備3

記録を省略します。

3 アフターケア委託費請求書（薬局用）レコード記録例

項目		記録例	備考
(1)	レコード識別情報	A S	
(2)	請求書提出年月日	2021年8月8日	
(3)	予備1		
(4)	予備2		
(5)	指定薬局の番号	13123456	
(6)	郵便番号	1234567	
(7)	指定薬局所在地	千代田区霞ヶ関88	
(8)	指定薬局開設者氏名	労災 次郎	
(9)	請求金額	12,345点	
(10)	内訳書添付枚数	10枚	
(11)	予備3		

● CSVの記録

AS, 20210808, , , 13123456, 1234567, 東京都千代田区霞ヶ関88, 労災 次郎, 12345, 10,

おわりに

- 1 この「労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引」は、レセプトコンピュータ（レセコン）メーカー向けに作成しているものであり、レセコンメーカーの参考になれば幸いです。
- 2 この手引の作成に当たっては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくように作成しており、また、アフターケア独自の記録方法も示しています。
なお、関連の労災診療費算定基準に基づく記録方法や健康保険法の規定する診療報酬の算定方法等に合わせて、内容は必要に応じて、適宜改訂していきます。
- 3 この手引に関して、ご質問やご意見等がございましたら、厚生労働省ホームページの「労災レセプト電算処理システム」の「本件に関する問い合わせ先」まで、ご連絡ください。
なお、問い合わせ先については、変わることがありますので、あらかじめご了承ください。